

対イラン経済制裁について

平成19年4月5日
貿易経済協力局

1. 安保理決議1737に基づく措置

(1) 措置施行までの経緯

- 2006年7月31日 イランに濃縮関連活動の停止等を義務付ける安保理決議1696採択。
→ イラン、当該決議が求める措置を実施せず。
- 12月23日 イラン核問題に関する安保理決議1737採択。
- 2007年2月16日 我が国は、当該決議に基づき、所要の措置を閣議了解(翌17日施行)

(2) 安保理決議1737の概要

イランに対し拡散上機微な核活動(濃縮関連・再処理活動・重水関連計画)の停止等を要求
国連加盟国に対し、

- (1) イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発(以下「核活動等」)に
寄与しうる品目等の供給・販売・移転の防止
寄与しうる品目等に関連する技術支援、訓練等の提供防止、金融資産等の移転防止
関与する12個人の入国・通過の、制裁委への通知
関与する10団体・12個人の資産凍結
等を義務付け、
関与する個人の入国・通過の監視
関連するイラン国民に対する専門的教育の監視及び防止
等を要請。
- (2) イランからの核・ミサイル関連品目等の調達禁止()を義務付け。

(3) 我が国の対応

【輸出関連】

核・ミサイル関連貨物・技術のイランへの供給等の防止【 関連】

核・ミサイル関連貨物に関するイランへの技術支援等の防止【 関連】



外為法に基づく核・ミサイル関連品目等の輸出規制により措置済み。

【輸入関連】

イランからの核・ミサイル関連品目等の調達禁止【 関連】



外為法に基づき、核・ミサイル関連の全品目(汎用品を含む)の輸入を承認制とする。
【経済産業省告示改正】

【金融関連】

イランの核活動等に関与する10団体・12個人の資産凍結【 関連】



外為法に基づき、支払、資本取引、特定資本取引を、それぞれ許可制とする。
【財務省、経済産業省告示改正】

イランの核活動等に寄与する目的で行われる資金移転の防止【 関連】



外為法に基づき、イランの核活動等に関連する貨物・技術のイランに対する供給等に寄与する目的で行うイラン向けの支払を許可制とする。
【財務省告示改正】

(参考) その他の措置

イランの核活動等に関与する個人の入国・通過の防止・警戒、制裁委への通知【 関連】



イランの核・ミサイルの開発に関与しているとして、安保理決議で指定されたイランの12個人を対象に査証審査、上陸審査等の厳格化等を行う。

イランの核活動等に関連するイラン国民に対する専門教育の防止及び警戒【 関連】



大学等の教育・研究機関に対して本決議の要請等につき周知を行う。

2. 安保理決議1747に基づく措置

(1) 措置施行までの経緯

- 2006年12月23日 イラン核問題に関する安保理決議1737採択。
- 2007年 2月21日 IAEA事務局長のイランの決議遵守状況等の安保理への報告期限。
→ イランが当該決議が求める措置を実施していない旨報告。
- 3月24日 イラン核問題に関する安保理決議1747採択。

(2) 安保理決議1747の概要

イランにIAEA理事会決議及び決議1737で義務付けられている措置の遅滞なき履行を要求国連加盟国に対し、

安保理決議1737の入国・通過を制裁委へ通知する措置の対象に15個人を追加

安保理決議1737の資産凍結措置対象に、13団体・15個人を追加

イランからの武器および関連物資の調達の禁止

等を義務付け、

イランに対する特定武器の輸出に対する監視と抑制

特定武器の供給等に関連する技術支援、訓練等の提供及び金融資産等の移転の監視と抑制

イラン政府に対する政府間等の新規の無償援助、資金援助、借款の供与の停止等を要請。

加盟国に対し、60日以内に本決議に基づいてとった措置を報告するよう要請。